

NPO法人棚田 LOVER's 応援団（会員）入会規約
NPO法人棚田 LOVER's 応援団（会員）に関する規則
（会員）

第1条 棚田 LOVER's（以下当会という）の目的及び活動主旨に賛同して入会した個人・団体・法人を会員とし、応援団と呼称する。
（入会申込）

第2条 当会に入会しようとする個人・団体・法人は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込むものとする。
（退 会）

第3条 退会は会員の自由意志とし、退会希望者は退会のための所要手続を行い、随時退会できる。

（会 費）

第4条 会費は年会費とし、1カ年分の金額を次のとおりとする。

正会員 3,000円（学生会員: 2,000円、シニア会員: 2,000円）

家族会員（3人以上）6,000円

賛助会員 1,000円 団体正会員 30,000円

団体賛助会員 10,000円 特別会員 100,000円

棚田協力隊 4,000円

2 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。年の途中で退会した場合の未経過分の会費も同様とする。

3 会員期間は入会手続き完了の日から1年間とする。

（特 典）

第5条 会員は次の特典を受けることができる。

(1) 当会が発行する機関誌等の無料配布

(2) 棚田に関する情報提供

(3) その他

（禁止事項）

第6条 会員は、次のことをしてはならない。

(1) 当会の承諾なしに、当会支援のための街頭募金、街頭での入会勧誘を行うこと

(2) 当会の承諾なしに、当会の名称・略称・マーク・ロゴタイプを使用して、名刺などの印刷物を制作したり、団体を結成したり、会合を開いたり、自然保護活動や調査を行うこと

(3) 当会の承諾なしに、当会商品の販売活動を行うこと

(4) その他、当会の名誉を傷つけ、信用を失墜させる行動をとること

（会員資格の喪失）

第7条 会員は次の事由によってその資格を失い退会する。

(1) 所定の退会手続を完了したとき

(2) 会費納入期限を1年を過ぎるも会費の納入がないとき

(3) 死亡したとき

(4) 転居、行方不明など所在の知れないとき

(5) 理事会において第8条の事由により、除名の決議がなされたとき

(除名)

第8条 会員が次の各項の一つに該当するときは、理事会の決議をもってこれを除名することができる。

(1) 第6条に定める禁止事項に違反したとき

(2) その他、当法人の活動趣旨に反する行動をとったとき、当法人の信用を失う行為があったとき

(本規則の変更)

第9条 本規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

○会員の特典

・正会員 3,000円 (学生会員:2,000円、シニア会員 2,000円)

会議・イベント参加の交通費支給(スタッフとして参加していただいた場合)、通信送付、入会時オリジナル棚田ポストカードプレゼント

イベントの参加費割引(一部の企画)、5月の田植え時に入会していただいた場合はバケツ苗プレゼント

・家族会員(3人以上) 6,000円

通信送付、入会時オリジナル棚田ポストカードプレゼント、イベントの参加費割引(一部の企画)

5月の田植え時に入会していただいた場合はバケツ苗プレゼント

・棚田協力隊 4,000円

棚田米5kg、地域の特産品、通信送付

・賛助会員 1,000円

通信送付

・団体正会員 30,000円

HPのトップページにリンク、HPのリンクページからリンク、会議・イベント参加の交通費支給、通信送付、入会時オリジナル棚田ポストカードプレゼント、イベントの参加費割引(一部の企画)、5月の田植え時に入会していただいた場合はバケツ苗プレゼント、チラシ等に団体名を記載

・団体賛助会員 10,000円

HPのリンクページからリンク、通信送付

・特別会員 100,000円

会議・イベント参加の交通費支給、通信送付、入会時オリジナル棚田ポストカードプレゼント、棚田カレンダープレゼント、イベントの参加費割引、棚田LOVER'aオリジナル名刺作成